

令和8年度 明誠学院高等学校 いじめ問題対策基本方針

いじめに関する現状と課題

・本校において、令和3年度の事案をはじめ数件のいじめ事案が発生した。心ない数々の言動により被害者の心身に深い傷を負わせてしまった。これら問題を、本校では真摯に受け止め、今後このようなことが起こらないよう、基本方針に基づき、いじめの防止等により一層真摯に取り組んでいく所存である。生徒間の人間関係等のトラブルは起りうるのが現状である。実際に不用意な SNS の使用や意思疎通の食い違いなどで、必ずしも友人関係が順調とは言えなくなるような事例は散見される。現在、生徒指導部をはじめ学年・担任等それぞれの分掌において、日常のルーティンの中で早期にトラブルを発見できる体制づくりの充実をすすめているが、特に Web における情報収集や状況監視等は後追いになることがほとんどである。今後、このような状況をより早期に未然に防止するための取り組みを従来の仕組みに組み込んでいく必要がある。

・教職員間の情報共有を密に行い、生徒一人ひとりの状況が複数の教職員の目で確認できる体制をとることができるようにする。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・いじめの早期発見の観点から、欠席者への連絡は密に行う。特に連続して欠席をする場合には最低でも一週間をめぐりに家庭訪問を実施し、保護者、生徒本人と直接会って状況を確認する。

・教職員によるネットでの巡回や本校関係へ発信された情報などを精査し、いじめや問題行動の端緒を早期に発見する。

・校是「まこと」を通じた LHR などの実施によって、人間関係についての理解を教職員ともに理解を深める。また「いじめ」をテーマとした LHR を年1回は実施する。さらに公開 HR の実施によって保護者への取り組みの周知もはかる。

<重点となる取り組み>

・私学としての特色を生かして校是「まこと」を通じて生徒の精神的な成熟を図る。そのために、教職員自らが特に「あいさつ」「掃除」において範を垂れることを目指す。

・SNS やネット上のトラブルについて人権教育等の時間も利用しつつ理解を深める。

保護者・地域との連携

<連携の内容>

・本校の基本方針をホームページに掲載し、毎年4月の三者懇談時に保護者へ配付、説明する。また、育友会への連絡等で取り組みの理解を得る。

・学期当初の三者懇談、夏期休業終了までの家庭訪問など、定例で実施される保護者との面談はもとより、欠席の増加やその他担任が気になるような事例がある場合には積極的に家庭と連絡をとり家庭訪問を実施する。

・京山を明るくする会や津島地区の集会等地域コミュニティの取り組みにも積極的に参加し情報提供や情報収集に努める。

・Web 上の問題については校内での携帯電話の使用形態の在り方について検討するとともに、クラスでの HR や外部機関との連携によって保護者も含めた啓発に努める。

学 校

いじめ対策委員会

<対策委員会の役割>

・基本方針に基づく取り組みの実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核となる。相談や発生したいじめ事案などへの対応を行う。

<対策委員会の開催時期>

・適宜委員会を実施する。

・問題発生時等緊急時には緊急部会を開催し、対応を協議する。その後委員会を実施する。

<対策委員会の内容の教職員への伝達>

・職員会議において適宜周知する。

<構成メンバー>

・校外 育友会会長

・校内 校長 副校長 教頭(2名)
教頭補佐 生徒指導部長
教育指導部長 学年主任 養護教諭
人権教育委員長 教育相談室室長
(委員は兼務あり)

※緊急部会：管理職1名
該当の学年主任または生徒指導部長のうち1名以上

全 教 職 員

関係機関等との連携

<関係機関名>

・岡山県西警察署

<連携の内容>

・定期的な情報交換

・非行防止教室等の実施

<学校側窓口>

・生徒指導部長

<関係機関名>

・児童相談所

<連携の内容>

・関係生徒の情報交換

・対応策の協議

<学校側窓口>

・学年主任

・生徒指導部長

・教育相談担当

学校が実施する取り組み

① いじめの防止

<生徒・教職員に対して>

・いじめの定義「当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」を確認する。また、この定義から、「いじめのつもりではなかった」、「自分は同じことをされても平気」はいじめであることを否定する理由とはならないことを確認する。ゆえに「いじり」も「いじめ」であり、また「見て見ぬふり」も同様である。

<教職員研修>

・外部講師による「いじめ」に関する研修会を年1回以上開催する。また、必要に応じて校長講話などの研修(講話)を行う。

・学年会議や職員会議を通じて生徒の状況の把握・共有や時事的ないじめ問題の把握、また校是「まこと」について深く学ぶことにより、生徒指導についての深化を図る。

・普段の生徒の様子等を情報共有することで、生徒の変化に気づきやすくなる。

<生徒会活動>

・日常的な活動のなかで、他の生徒、特に他のコースの生徒を顕彰し、相互理解や相互に敬意を持つことができる環境づくりを行う。

・部活動の顧問会議、部長会議を毎学期実施し、部活動内でのいじめ防止の啓発を行う。

<情報モラル教育>

・情報モラルを身につけるような教育を1年次に実施する。また各種の授業においてもそれに関連した内容に触れ、様々な局面で注意喚起する。

② 早期発見

<実態把握と家庭との連携>

・全校生徒を対象に、いじめに関するアンケート調査を実施し、早期発見に努める。さらに、アンケートをもとに必要に応じて面談等を実施する。(学期に1回実施)

・特に欠席については毎回保護者との連絡を取るとともに、連続して1週間をめぐりとして家庭訪問を実施し、生徒・保護者と担任・学年主任が直接対面することによって問題を把握する。また他の場面においても、担任が保護者と連絡を密にし、問題の早期発見を目指す。

<情報共有>

・学年朝礼、学年会議だけではなく、適宜情報を得るたびにいじめ対策委員会の構成メンバーを中心に関連する教職員で共有する。

<生徒に対して>

・身近な大人に相談することを勧める。担任等に相談しにければ養護教諭や教育相談担当教諭に相談することを勧める。校外の相談機関も紹介する。

③ いじめへの対応

<いじめの有無の確認>

・本校生徒がいじめを受けているとの通報を得たり相談があったりして、いじめの可能性がある場合は、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。(学年はいじめを受けている疑いの時点で、家庭訪問等で生徒本人や保護者からの聞き取りを行う。)

<いじめへの組織的対応の検討>

・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会(または緊急部会)を開催する。

・特に重大事態と判断される場合は、校外の第三者を含めたいじめ対策委員会を開催する。

<いじめられた生徒への支援>

・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒とその保護者への保護・支援を必要に応じて行う。

<いじめた生徒への指導>

・当該生徒の周囲の環境を含めた背景をつかみ、保護者の協力を得、毅然とした態度で、健全な人間関係が構築できるよう指導を行う。